

川崎市テニス協会加盟の案内

川崎市テニス協会

1. 川崎市テニス協会の位置付けについて

- (1) 公益財団法人川崎市スポーツ協会に川崎市のテニスの団体を代表して加盟している唯一の団体である。

2. 加盟資格（事業所、会員制、同好会）

- (1) 川崎市にある事業所であり、その事業所の代表するテニスクラブ(部)であること。
- (2) 川崎市にある会員制テニスクラブであること。
- (3) 川崎市にある同好会テニスクラブであること。

注 1) 1事業所、1テニスクラブから1加盟団体とする。（複数の加盟は認めない）

2) 事業所、会員制テニスクラブとも管理責任者の承認を必要とする。

3) 同好会のテニスクラブについては次の事項を満たすものとする。

- ① 会則を有する健全な同好会テニスクラブであること。（会則の提出が必須）
- ③ 会員数が5名以上であること。（会員名簿の提出が必須）
- ④ 会員は川崎市在住、在勤、もしくは在学者、又は活動拠点が川崎市であること。
- ⑤ 常務理事会で承認を受けた同好会であること。

3. 加盟手続き

- (1) 所定申請書（別紙）に必要事項を記入し、必要書類とともに事務局に提出する。
- (2) 常務理事会が資格審査を行ない、加盟資格に該当する場合には、総会に諮り入会が承認される。
但し、定期総会は年1回であることから、常務理事会において加盟資格が認められ、その活動を認めることがある。

4. 加盟費（毎年6月末日迄に指定銀行口座に振込む）

部員数に関係なく年額 15,000円とする。

5. 加盟申請提出先

川崎市テニス協会事務局 税田桂子

Fax 044-366-6420

E-Mail kcta@kawasaki-tennis.jp